

産業建設常任委員会

日時 令和7年10月27日（月）午前10時00分～

場所 全員協議会室

1 開議

2 行政報告

【上下水道部】

（1）亀岡市水道事業給水条例及び亀岡市下水道条例の一部改正
について

【産業観光部】

（1）亀岡市自然環境を重視した食と農のまちづくり条例（素案）
について

3 その他

亀岡市水道事業給水条例及び亀岡市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市上下水道部

1 改正する条例

亀岡市水道事業給水条例（平成29年亀岡市条例第32号）

亀岡市下水道条例（昭和57年亀岡市条例第24号）

2 改正理由

国の制度変更に対応し、災害時等の際に、他の市町村長に指定を受けた指定工事店に工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市町村長の指定を受けた指定工事店であっても、給水装置・排水設備等の新設等の工事を行うことができるようにする。

（準拠する通知）

[水道関係] 災害その他非常の場合における給水装置工事の施行について（通知）

（令和7年4月22日付け国水第29号国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長通知）

[下水道関係] 「標準下水道条例について」の改正について

（令和7年4月22日付け国水企第6号国土交通省水管理・国土保全局上下水道企画課長通知）

3 改正概要

（1）亀岡市水道事業給水条例

現行	改正後
<p>（給水装置工事の施行）</p> <p>第9条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者が施行する。</p> <p><u>【追加】</u></p>	<p>（給水装置工事の施行）</p> <p>第9条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者が施行する。</p> <p><u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>

※管理者：水道事業の管理者の権限を行う市長

※法：水道法

〈裏面あり〉

(2) 亀岡市下水道条例

現行	改正後
<p>(排水設備の工事の施行)</p> <p>第9条 排水設備の新設等の工事の施行は、管理者が指定した者でなければ行ってはならない。</p> <p><u>【追加】</u></p>	<p>(排水設備の工事の施行)</p> <p>第9条 排水設備の新設等の工事の施行は、管理者が指定した者でなければ行ってはならない。</p> <p><u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>

※管理者：下水道事業の管理者の権限を行う市長

令和7年10月
産業建設常任委員会 資料

産業観光部

亀岡市自然環境を重視した食と農のまちづくり条例（素案）

亀岡市は、古くから都を支える「京都の穀倉地」として、また、京野菜の主要産地として位置づけられている。さらに近年は農業分野での環境負荷の低減を目的として、有機農業の推進に取り組んでいる。

地域ぐるみで有機農業に取り組むため「オーガニックビレッジ宣言」を行い、生産者の育成や有機農産物の販路拡大、学校給食への導入など、生産から消費までの食料システム全体を範囲とした施策を実施するなかで、農業だけではなく、その根底にある「食」をどのように捉えるかが、重要な視点となっている。

また、本市は、世界に誇れる環境先進都市を目指し、幅広い取組を行っている。使い捨てプラスチック問題では、全国初となる亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例を制定するなど、市内外から多くの注目を集めている。

こうした経過も踏まえ、次世代を担う子どもたちに本市の素晴らしい自然や環境、連続と続く農と食を継承していくために、環境負荷を低減する農業や地産地消の普及、食育の積極的な推進を図ることを目的として、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、自然環境を重視した食と農によるまちづくりの基本理念を定め、市の責務並びに市民及び団体の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、次世代に継承していくことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (2) 団体 市内において事業活動、市民活動その他の活動を行うものをいう。

（基本理念）

第3条 市は、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 食と農の分野において環境への負荷をできるかぎり低減する取組を実践することにより、将来にわたり持続可能なまちを次世代に継承すること。
- (2) 食育等を通じて、食と農における環境負荷の低減に主体的に取り組む人を育てること。
- (3) 環境、社会及び経済のバランスが保たれ、多様なあり方を包摂する地域社会を構築すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念に基づき、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1)環境への負荷をできるかぎり低減し、将来に渡り持続可能なまちを次世代に継承する施策

ア 地域資源を活かし、地域内での資源及び経済循環を核とする新たな価値を創出すること。

イ 地産地消による地域内循環を促進するとともに、有機農業等の環境に配慮した農法を奨励すること。

ウ 給食を始めとして市が調達する食材等について、環境負荷の低い食材等の優先的な導入に努めること。

エ 環境負荷の低減や地産地消の普及等により、食を通じた心身の健康づくりに努めること。

(2)食と農における環境負荷の低減に主体的に取り組む人を、食農教育や農業体験等食育を通じて育てる施策

ア 持続可能な食と農によるまちづくりに関する人材を育てる機会を設けること。

イ ふるさとの自然に誇りと愛着を持つ市民を育むこと。

(3)食と農への多様な関わり方を認め合い、環境、社会及び経済のバランスが保たれるまちを構築する施策。

ア 多様な暮らし方及び働き方に資するための環境を整備すること。

イ 市内外の多様な主体との連携を推進すること。

2 食と農によるまちづくりを推進するに当たり、情報を発信するとともに、市民及び団体から広く意見を聴取し、施策へ反映するよう努めること。

(市民及び団体の役割)

第5条 市民及び団体は、食と農によるまちづくりへの理解を深め、市の施策に協力するとともに、他の市民又は団体と協力して、まちづくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。

【これまでの経過と今後の流れ】

令和6年度

- ・ 先行する千葉県木更津市等を参考に案を作成
- ・ 亀岡市総合農政計画審議会で協議（11月、3月）
- ・ 議長及び産業建設常任委員長に趣旨報告（11月）
- ・ 有機農業推進協議会で意見聴取（3回）
- ・

令和7年度

- ・ 亀岡市総合農政計画審議会で協議、素案承認（5月）
- ・ パブリックコメント（10月）
- ・ 令和7年12月議会に上程予定